

たから、北陸道能登國能登郡石動山。昔聞星

際爲三石。象天有三光也。或曰。此石自

天漢一流下。故曰石動山。延喜式所載能登國

伊須流岐比古神社是也。石動此云伊須流岐。

此山者秦澄法師之所開也。蓋白山神一體

也。に筆を起し、以下元亨釋書の記事を取つ

て、秦澄の法驗を喋々するに止つて居る。是

を以て道春は、後世の非難を受けるを恐れた

のであらうか、その末文に『石動山縁起者。

余之所未詳也。若浮屠之說。則須就浮屠

而聞之。神社之事。則須向神職而尋之。

然余欲問之。石不言。山不應。神不可

度也。如之何也。可敬而遠之而已。方今

加賀能登越中三國主中納言從三位菅原君請

余記之。屢辭而不措。於是不得已遂書以

進呈焉。』と書いて、一切の事情を告白して居

る。

の多かつたによると記する。

セキノ 瀬木野 能美郡山上郷に屬する部

落。祇陀寺文書、貞和三年七月廿五日河内庄

地頭重宗の寄進狀に、『奉寄進加賀國河内庄廣

瀬村内瀬切野田島事云々。』とある。河内庄は

石川郡から能美郡に跨つてゐたのであり、瀬

切野は今獨立して瀬木野になつてゐる。

セキノガハナ 關野ヶ端 羽咋郡笹波の海

岸に在る。一に跡野端に作る。巖重疊海に

入り、判官堂・兜岩・大天井・火見櫓・密藏・船

隱岩などがあつて、奇景いふ許りない。能登

名跡志に、『前濱村の中に、關野とて、義經の

暫く住み給へる所とて、不思議なる岩窟あり。

七八町海へさし出たる岩屋の内に種々の所あ

つて、廣き事、不案内にては元入りし口へ出

づる事ならず。前濱より案内者を連れて見物

あるべし。希代の岩窟なり。』と記する。

なつて新知百石を受け、享和二年江戸に於い

て三十人頭に進み、文化二年歿。子孫相繼い

で藩に仕へる。

セキヤチガハ 關谷内川 羽咋郡小室・廣地

入合領こいばしまたから發し、小室領で富來

川に落合ふ。流程三軒。

セキヤマ 堰山 江沼郡にて用水の堰を作

る時入用の材木を切出した山をいふ。瀧領に

赤岩堰山、塔尾領に兵太郎堰山、須谷領に

開發堰山、横北領に矢田野堰山がある類であ

る。

セキヤマサアキラ 關屋政晟 通稱小三次。

八平。新兵衛政春の次子。十四歳の時前田綱

紀に仕へて近侍となり、新知百石を賜はつ

て別に家を興した。後延寶中馬廻組に列し、

大小將組に轉じ、元祿十二年大小將横目とな

り、同年歿した。年四十一。

セキヤマサハル 關屋政春 通稱新兵衛。

父佐左衛門は美濃國織田河内守長孝の家士。

元和七年新兵衛その後を襲いだから、寛永元年

長孝卒去の後織田氏は絶家したから、十年前

田利常に仕へ、二百石を受け、馬廻組に列し

た。次いで綱紀襲封の後大小將組に轉じ、延

寶五年三百五十石となり、使番・先簡頭を勤

め、貞享二年十二月十四日七十一歳で歿し

た。政春槍術を能くし、又兵法を山鹿素行に

學び、乙夜之書物・政春古兵談の著がある。

セキヤマサヨシ 關屋政良 通稱松之助・齋

宮・織人。市右衛門・中務。安永元年父市右衛

門政恒の遺知三百五十石を襲ぎ、二年大小將

組に班し、七年御使番より次第に昇進して定

番頭並に至り、享和二年二百石、文化五年二

百石、七年三百石を加へて千五百石を受け、

人持末席に進み、文政二年前田田齊泰附御近習

御用に任じ、五年致仕して料三百石を受け

た。十年四月五日齡七十を以て歿。

セキヤロク 關屋録 關屋政知著。一冊・二

冊又は三冊に綴つてあるが、内容は何れも同

一である。元祿から正徳に互る間に於ける加

賀藩の公務・民事及び刑事の取扱例を記載し

たものである。

セキヤロクイレイ 關屋録類例 一冊。

文化三年辻彰信著。關屋氏筆録といふもの二

百八十八條の内、關屋録・舊條記・古例集書等

に見える條目を除き、六十餘條を存したものだ

である。

セキラン 石蘭 ↓コウガイセキラン 香

外石蘭。

セキリノ 瀬切野 ↓セキノ 瀬木野。